

令和 6 年度 あまがさきし地域福祉計画（第 4 期） 評価・管理シート（令和 5 年度決算）

※8月の地域福祉専門分科会後に内容を修正した箇所には、下線を引いております。

※委員意見欄には、資料 2－2「点検・評価シートにかかる意見への整理等」から、意見を抜粋して記載しております。



基本目標1

「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	1	福祉学習の推進												
		目標数値			方向	基準値		目標	実績値					
									R3	R4	R5	R6	R7	R8
		「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数			↗	R2	15	グループ	28	16	17	19		
方向性	(1) 多様な手法による学びの推進													
取組	「展開方向」ごとに設定した「目標数値」です。 ①市民が、各指標の目指す方向を矢印で示し、実績値の推移を記載しています。 ②次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。 ③身近な地域課題を共有、学習するための ICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。													
方向性	(2) 学びの情報発信の充実													
取組	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。 ⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。													
成果	①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・地域課は、地域の多様な主体がつながり、地域課題を共有し解決に向けて学ぶプラットフォームの運営に取り組んでおり、中央では、より多くの方々の参加を目指し、小学校単位で実施していた協議の場を拡大し、中央北・南生涯学習プラザや中央地区内の公共施設等で行うことにより、多様な地域住民が気軽に参加し、協議できるプラットフォームを「毎月10日は中央おしゃべりデー」としてリニューアルするとともに、参加者からの津波避難の相談をきっかけとして講座の開催等を実施した。また、新たに園田において定期開催のプラットフォーム「そのだではなすのだ」が始まったことで、地域課主催のプラットフォームが全地域に設置された。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、積極的に他団体と連携した担い手づくり等の講座の開催するほか、SNSでの若い世代への情報発信に努めた。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人) ②③【支え合いの人づくり支援事業】(指標1-1) ・将来の担い手づくりに向け、引き続き、学生等の活動を支援し、新たに高校生と自主防災会が連携した要配慮者の防災訓練やコープ													
	Do 成果 ●展開方向の方向性ごとに、令和5年度の主な事業の成果を単年度ベースで記載しています。 ●取組の項目ごとに、代表的な事業を1つ掲載しています。 (文頭の○付数字は関連する取組の番号を、【 】内は関連する事業名称を示しています。 また、展開方向ごとに設定した目標数値と関連する事業には、事業名称の後ろに(指標(基本目標番号)－(展開方向番号))と記載しています。 例：②③【支えあいの人づくり支援事業】(指標1－1)													

目指す姿	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	
地域活動に参加している市民の割合	↗	R2	15.3	%	28	15.6	14.4	14.4				51.4%

「基本目標」ごとに設定した「目指す姿」(成果指標)です。各指標の目指す方向を矢印で示し、実績値の推移を記載しています。

Check 課題

- ・興味・関心を入口とした活動への広がり生まれ、活動への参加意欲がある学びや活動が届けよう、情報の把握や発信の手法など対策を施す必要がある。
- ②⑤【社会福祉関係団体補助金】
- ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につがっていない。
- ②③【支え合いの人づくり支援事業】

Check 課題

- 「Do 成果」に関連する課題を記載しています。

施策目標の「達成率」となります。なお、算出式は、次のとおりとなります。

「達成率」＝実績値 / 目標値

状況出向る。

①⑤【地区学びと活動推進事業】

- ・地域課主催などの様々なプラットフォームにおいて交流が活発になる仕掛け、「あましえあ」や市民意識調査によるエリア分析の活用など、地域活動へ参加する市民を増やすための様々なきっかけづくりを行うことで、引き続き、地域発意の取組が継続して生まれる環境を整えていく。
- ・テーマ型と地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、まずは、それぞれの活動者をつなげ支援する取組を進める。
- ・興味・関心を入口とした学びや活動に参加する意義や魅力を伝え、活動情報や市民活動に有益な支援情報を含めた情報発信のあり方について検討を進める。

②⑤【社会福祉関係団体補助金】

- ・若い世代に向けたSNSによる情報発信の手法を検討する。

Act 今後の取組

- 成果と課題等を踏まえて、令和6年度(今後)に取り組む(もしくは取り組んでいる)内容について、記載しています。

委員意見

●上記に記載した内部(行政)評価(成果や課題等)に対する社会保障審議会地域福祉専門分科会の委員からの意見を記載します。

基本目標1

「ささえあい」を育む人づくり



展開方向	1	福祉学習の推進												
	目標数値			方向	基準値		目標	実績値						
	「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数			↗	R2	15	グループ	30	16	17	19			
方向性	(1) 多様な手法による学びの推進													
取組	①市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。 ②次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。 ③身近な地域課題を共有、学習するための ICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。													
方向性	(2) 学びの情報発信の充実													
取組	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。 ⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。													
成果	①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課題において防災をテーマとした取組を行った。 ・地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催の複数のプラットフォームで開催方法を見直すなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、積極的に他団体と連携した担い手づくり等の講座の開催するほか、SNSでの若い世代への情報発信に努めた。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人) ②③【支え合いの人づくり支援事業】(指標1-1) ・将来の担い手づくりに向け、引き続き、学生等の活動を支援し、新たに高校生と自主防災会が連携した要配慮者の防災訓練やコープこうべと連携した子ども・高齢者の居場所等、11校19グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・小田高校の生徒と民生児童委員が連携した見守り活動を継続支援するとともに、新たに関西国際大学と連携して、学生が地域住民の協力により要支援者の見守り活動を行う「要支援者・見守り支え合い事業」をスタートさせた。学生等がこれらの活動に参加することで、高齢者の孤立の問題や地域活動の重要性への理解が進んだ。 ・小田高校の生徒による「フレイル予防にもつながる防災食」や「避難行動に必要な体を作る体操」を掲載したパンフレットと動画の作成を支援し、生徒による地域住民への周知啓発が行われた。 ④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るとともに、コーディネーターの配置を小学校全41校、高校1校に加え、新たにコミュニティ・スクールを導入した中学校3校においても行った。また、中学校においては、これまでから地域との連携により青少年の健全育成を目的に実施してきた中学校区健全育成協議会事業を生かし、より幅広い目的で地域との連携事業を実施する地域学校協働活動への移行を支援し、17校で実施することができた。また、地域課との連携によるキャリア教育や防災訓練、まち探検等が実施され、特色ある活動につながっている。													

目指す姿	方向	基準値		目標値(R8)	実績値						達成率
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	
地域活動に参加している市民の割合	↗	R2	15.3	%	28	15.6	14.4	14.4			51.4%

Check課題	①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・コロナ禍以降の地域活動者の減少、特に地縁型の活動者が減少している状況について、改善に向けた方策を講じる必要がある。 ・今後も地域特性に応じた事業実施や活動支援が可能となるよう、地域に出向き情報収集を行うとともに、「あましえあ」や市民意識調査の分析結果など蓄積された情報を活用しながら取組を進める必要がある。 ・興味・関心を入口とした活動への広がりが生まれたり、活動への参加意欲があるがうまくつながっていない方に、まちのいたる所で展開されている学びや活動が届くよう、情報の把握や発信の手法など対策を施す必要がある。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につながらっていない。 ②③【支え合いの人づくり支援事業】 ・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ④【学社連携推進事業】 ・令和7年度全市展開予定のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、保護者や地域住民等に効果や魅力について継続的に周知を図り、活動への参画の輪を広げる必要がある。また、学校管理職、教員に対しても、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることにについて継続して周知を図る必要がある。											
A c t 今後の取組	①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・地域課主催などの様々なプラットフォームにおいて交流が活発になる仕掛け、「あましえあ」や市民意識調査によるエリア分析の活用など、地域活動へ参加する市民を増やすための様々なきっかけづくりを行うことで、引き続き、地域発意の取組が継続して生まれる環境を整えていく。 ・テーマ型と地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、まずは、それぞれの活動者をつなげ支援する取組を進める。 ・興味・関心を入口とした学びや活動に参加する意義や魅力を伝えとともに、活動情報や市民活動に有益な支援情報を含めた情報発信のあり方について検討を進める。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・若い世代に向けて、引き続き、SNSによる効果的な情報発信の方法を検討する。 ②③【支え合いの人づくり支援事業】 ・引き続き、関係部局や市社協と連携し、学生等の活動希望に応じて協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につながるように支援する。											
委員意見	・地域での切り口に「防災」はよく使われており、その後、どんな共通のテーマを考えているのか。若い世代・現役世代の関心をもってもらうことが必要だと感じている。 ・テーマと主体をうまくクロスしていくと、1つの取組で複数の目的を達成することにつながって、それぞれの負担の軽減にもつながるのではないか。例えば、防災や他の切り口で、協議の場を通じて、横の協働が自然にできる仕掛けづくりが大事であり、ひとつずつの事業の評価では、そこが見えづらくてもいい。											

令和6年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和5年度決算)

基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり



Plan

	2	地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援													
展開方向	目標数値				方向	基準値		目標	実績値						
						R3	R4	R5	R6	R7	R8				
	ささえあい地域活動センター「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数				↗	R2	176	件	360	315	348	592			
方向性	(1) マッチングの推進														
取組	①地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。 ②学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。 ③市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。														
方向性	(2) 地域福祉活動情報の提供の充実														
取組	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲) ⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)														

Do

成果

①【地域資源情報公開システム事業】

- ・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行った。
- ・あましえあ担当者会での意見を踏まえ、活用の幅が広がるよう、データのCSV出力が可能となる整備を行った。
- ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。
- ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。

②【支え合いの人づくり支援事業】

- ・将来の担い手づくりに向け、引き続き、学生等の活動を支援し、新たに高校生と自主防災会が連携した要配慮者の防災訓練やコープこうべと連携した子ども・高齢者の居場所等、11校19グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。
- ・小田高校の生徒と民生児童委員が連携した見守り活動を継続支援するとともに、新たに関西国際大学と連携して、学生が地域住民の協力により要支援者の見守り活動を行う「要支援者・見守り支え合い事業」をスタートさせた。学生等がこれらの活動に参加することで、高齢者の孤立の問題や地域活動の重要性への理解が進んだ。
- ・小田高校の生徒による「フレイル予防にもつながる防災食」や「避難行動に必要な体を作る体操」を掲載したパンフレットと動画の作成を支援し、生徒による地域住民への周知啓発が行われた。

③【地域福祉推進事業】(指標1-2)

- ・地域福祉活動専門員が地域活動者とボランティア登録者や生活支援サポーター養成研修修了者との交流会等を実施し、地域福祉活動のマッチングを進めた。

④【学社連携推進事業】

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るとともに、コーディネーターの配置を小学校全41校、高校1校に加え、新たにコミュニティ・スクールを導入した中学校3校においても行った。また、中学校においては、これまでから地域との連携により青少年の健全育成を目的に実施してきた中学校区健全育成協議会事業を生かし、より幅広い目的で地域との連携事業を実施する地域学校協働活動への移行を支援し、17校で実施することができた。また、地域課との連携によるキャリア教育や防災訓練、まち探検等が実施され、特色ある活動につながっている。

⑤【社会福祉関係団体補助金】

- ・尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、積極的に他団体と連携した担い手づくり等の講座の開催するほか、SNSでの若い世代への情報発信に努めた。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人)

Check	課題	①【地域資源情報公開システム事業】 ・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間の円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。 ②【支え合いの人づくり支援事業】 ・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ③【地域福祉推進事業】 ・一部の地区では地域住民の抱える課題に対応する福祉専門職との協議により、専門職視点で将来必要となる地域課題の検討が進んだことから、各地区において様々な専門機関と課題を共有・協議する場が必要となる。 ④【学社連携推進事業】 ・令和7年度全市展開予定のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、保護者や地域住民等に効果や魅力について継続的に周知を図り、活動への参画の輪を広げる必要がある。また、学校管理職、教員に対しても、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることにについて継続して周知を図る必要がある。 ⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につなげていない。
	今後の取組	①【地域資源情報公開システム事業】 ・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につなげられるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ②【支え合いの人づくり支援事業】 ・引き続き、関係部局や市社協と連携し、学生等の活動希望に応じて協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ③【地域福祉推進事業】 ・市社協と連携し、引き続き、各地区地域福祉ネットワーク会議を通じて各地区での多様な地域づくりを検討するきっかけとなるよう、好事例の共有を行うとともに、地域の各分野の専門機関が課題や情報を共有する場づくりを進める。 ・引き続き、ボランティア登録者等と既存活動との交流を図るなど、マッチングを進める ④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につなげるように支援する。 ⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・若い世代に向けて、引き続き、SNSによる効果的な情報発信の方法を検討する。
委員意見		・地域福祉活動のマッチングでは、隙間バイトサービスなどの仕組みを活用し、今の時代に合った様々な手法を検討してはどうか。

Plan	展開方向	3	地域福祉を推進する人材の育成												
		目標数値				方向	基準値		目標	実績値					
		支援関係者と地域活動者の相互理解のための研修開催回数				↗	R2	0	回	12	-	10	13		
	方向性	(1) 地域にかかわる専門職の研修の充実													
	取組	①地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。 ②市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。													
	成果	①【地域福祉推進事業】(指標1-3) ・より身近な地域での支え合い活動を推進する地域福祉の専門員として市社協に地域福祉活動専門員を配置し、専門性の向上に向けて研修を受講した。(研修参加延べ回数R3:654回、R4:744回、R5:556回) ②【民生児童委員関係事業】 身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、重層的支援の取組等の研修を行った。(研修回数R3:9回、R4:8回、R5:8回)													
Check	課題	①【地域福祉推進事業】 ・地域福祉活動専門員の専門性を高め、市社協と連携し、専門職等に地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むことの意義を伝えているが、各地区の地域課題解決の協議の場に専門職等の参画が得られていない。 ②【民生児童委員関係事業】 ・予防的な観点での早期把握や支援策の検討には、様々な支援機関・団体等への多機関連携の必要性等の意識醸成が必要となる。													
Act	今後の取組	①【地域福祉推進事業】 ・引き続き、地域福祉活動専門員の研修受講を進め、専門性を高めるとともに、市社協と連携し、地域づくりにおける多分野協働の必要性への理解を進め、各地区の地域福祉ネットワーク会議に各分野の専門職等の参画を図る。 ②【民生児童委員関係事業】 ・受講しやすい研修手法(休日の開催、動画での提供)を検討する。													
	委員意見	・「地域にかかわる専門職」とは、具体的にどのような支援を行うものなのか。また、その支援のために必要な知識と技能はどのようなものを想定しているのかを明文化する必要がある。													

基本目標2

多様な主体の参画と協働による地域づくり



Plan	1	地域を支えるネットワークづくり													
	展開方向	目標数値			方向	基準値		目標	実績値						
									R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	地域において新たな地域福祉活動を実施した団体数(延べ)			↗	R2	1,080	団体	1,200	1,128	1,458	1,404				
	方向性	(1) 地域での話し合いの場づくり													
	取組	①市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味・関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 ②地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)													
	方向性	(2) 多様な主体による協働の取組の推進													
	取組	③市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。 ④地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。													
	Do	成果	①③【地域福祉推進事業】(指標2-1) ・コロナ禍で休会していた地域福祉活動の廃止が多く見られた中で、地域住民等で地域課題を共有・協議する6地区の地域福祉ネットワーク会議において、武庫地区では住民交流の場の無い地域の障害事業所の参画で、その地域での場づくりの協議が進められたほか、大庄地区では新たに参画した障害・子ども分野の支援者の児童等が活躍する活動報告をもとに、若い世代を担い手とする活動等の協議が進んだ。また、研修を通して好事例を6地区に共有したことで多分野連携の必要性の理解が進んだとのアンケート結果が得られた。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、市内の学びの場をめぐる「オープンキャンパス」では、地域で保健福祉的な活動をしている方の話を聞き、対話する企画『笑うケンシン』を実施した。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・各地区の地域福祉ネットワーク会議では、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)を中心に、地域住民や地域団体、福祉事業所等での地域の居場所づくり等の協議が行われ、園田地区では、就労的活動支援コーディネーターと連携して「まちづくり・仕事おこし講座」を開催した。中央地区では、これまで地域活動に参加しなかった単身高齢男性を対象に、興味・関心のある活動のできる集いの場を2地区で試行実施し参加につながったことで、個々のニーズに対応した集いの場の必要性が確認できた。												
		課題	①③【地域福祉推進事業】 ・専門職等に地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むことの意義が十分に伝えられていないことで、各地区の地域課題解決の協議の場に専門職等の参画が得られていない。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・各地域に広がっているプラットフォームとの住み分けを図った内容や実施手法の検討が必要である。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・社会参加につながりづらい高齢男性に対して、就労や個々の興味・関心に応じた場づくりを進める必要がある。												

目指す姿	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	
「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする(ほっとかない)」と考える人の割合	↗	R2	45	%	70	56.5	59.5	60.7				86.7%

A c t	今 後 の 取 組	①③【地域福祉推進事業】 ・市社協と連携し、地域住民や事業者等に好事例を共有するなど、地域づくりにおける多分野協働の必要性の理解を進め、各地区の地域福祉ネットワーク会議に各分野の専門職等の参画を進める。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・各地域に広がったプラットフォームと「みんなの相談室」の住み分けを図るため、地域を横断するテーマについて取り扱い、そのテーマについて意見交換を行う「談話室」開催する。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・引き続き、関係機関と連携し、地域のニーズを把握するとともに、好事例を共有しながら、それらの解決と高齢者の生きがいづくり・社会参加をマッチングした講座を開催し、地域の支え合い活動を含め、事業を推進するとともに、「あまがさきSDGsパートナー」などの産業界への営業を強化し、地域の集いの場での就労的活動を広げていくことで、生きがい就労の活性化を図っていく。
		委員意見 ・地域づくりにおける多分野協働では、その活動に興味や関心を持ち、おもしろそうとすることが参画への第一歩となるではないか。

基本目標2

多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	2	地域での見守り・ささえあいの充実										
	目標数値	方向	基準値		目標	実績値						
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	要支援者等見守り活動地域数	↗	R2	46	地区	75	49	50	50			
方向性	(1) 多様な見守り・ささえあいの推進											
取組	①高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。 ②子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。 ③市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。 ④地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲) ⑤地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)											
方向性	(2) 社会貢献活動の推進											
取組	⑥地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。											
成果	①【高齢者等見守り安心事業】(指標2-2) ・見守り活動の新規地区立ち上げに向けた地域への働きかけの好事例を市社協、地域振興センターと共有・協議を行ったほか、避難行動要支援者名簿を受領している社会福祉連絡協議会(連協)や福祉協会46団体に日頃の見守り活動の意向を把握するアンケートを実施し、10団体が見守り活動への興味・関心があることが確認できた。 ・連協圏域に限定しない見守り活動の推進に向け、生涯学習プラザ登録団体アンケートで協力意向のあったグループを地域振興センターや市社協に共有するほか、地域振興センターや市社協、関係部局と連携して大学、高校の活動を支援し、学生等と地域住民や事業者が連携した高齢者等への安否確認訓練や市営住宅における子どもや高齢者の集い場づくりや見守り活動等が行われた。											
	②【ユース相談支援事業】 ・令和元年度の事業開始当初から年々利用者は上昇しており、事業申請件数は目標値に届かなかったものの、委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を63回、家族交流会を6回、啓発事業を1回実施するなど、引き続き丁寧な支援を実施した。											
	②【認知症対策推進事業】 ・認知症サポーター養成講座(養成講座)の受講者増に向け、より市民が受講しやすいようオンラインで開催するとともに学校や警察、市内事業者等に講座を周知し、受講者数が2,247人(令和4年度1,319人)となった。また、認知症の人やその家族等に向けた認知症あんしんガイド(あんしんガイド)を認知症施策推進会議等で見直しを進め、より分かりやすく伝えられるよう、認知症の状態に応じて利用できるサービスフロー図の掲載などの改訂を行った。 ・認知症サポーター(サポーター)や本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」のサポーターは、49人(令和4年度38人)となった。また、認知症カフェの定期開催などで、認知症の人・家族の困りごととして、外出に対する支援が挙げられたことから、実施に向けた検討を行い、令和6年1月から認知症の人の移動支援をモデル事業として実施した。 ・認知症カフェは、30か所(令和4年度24か所)となり、認知症の人やその家族が集える場づくりの確保につながった。また、認知症カフェのより効果的な支援内容の検討に向けては、代表者交流会を開催し、活動内容の質の向上等に向けた意見交換を行うとともに、認知症カフェの参加者で就労を希望する認知症の人に対して、「チームオレンジ尼崎」等が受入れ店を探し、希望者が喫茶店の手伝いを開始するといった好事例につなげた。											
	③【支え合いの人づくり支援事業】 ・小田高校の生徒と民生児童委員が連携した見守り活動を継続支援するとともに、新たに関西国際大学と連携して、学生が地域住民の協力により要支援者の見守り活動を行う「要支援者・見守り支え合い事業」をスタートさせた。学生等がこれらの活動に参加することで、高齢者の孤立の問題や地域活動の重要性への理解が進んだ。											
	④【地域資源情報公開システム事業】 ・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行った。 ・あましえあ担当者会での意見を踏まえ、活用の幅が広がるよう、データのCSV出力が可能となる整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。											
	⑤【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るとともに、コーディネーターの配置を小学校全41校、高校1校に加え、新たにコミュニティ・スクールを導入した中学校3校においても行った。また、中学校においては、これまでから地域との連携により青少年の健全育成を目的に実施してきた中学校区健全育成協議会事業を生かし、より幅広い目的で地域との連携事業を実施する地域学校協働活動への移行を支援し、17校で実施することができた。また、地域課との連携によるキャリア教育や防災訓練、まち探検等が実施され、特色ある活動につながっている。											
	⑥【児童福祉施設等指導監査等事業】 ・指導監査等実績件数(R6.3.31 時点) 保育所 40件、保育所型認定こども園 0件、母子生活支援施設 1件、幼保連携型認定こども園 2件、小規模保育事業 A 型22件、認可外保育施設 33か所											
	⑥【社会福祉法人指導監査等事業】 ・指導監査等対象件数実績(R6.3.31 時点)社会福祉法人指導監査等対象件数 56件 うち実施件数20件											

Check	課題	①【高齢者等見守り安心事業】 ・連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、コロナ禍による長期の活動自粛期間により、新たな活動に慎重になっっている活動団体も多く、令和5年度は新規地区立ち上げには至っていない。 ・地域福祉活動の立ち上げには、地域の多様な活動主体が高齢者の見守りや災害時の避難支援等の地域課題や各主体の強みを共有・協議する場づくりとともに、地域の活動希望者やその活動エリアを把握し、支援ニーズとの丁寧なマッチングが必要となる。 ②【ユース相談支援事業】 ・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、ひきこもり状態も比較的重篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが必要である。 ②【認知症対策推進事業】 ・認知症サポーター養成講座の受講者を増やすため、ICTの活用や地域の活動者・事業者と連携を図り、養成講座の開催数を増やす必要がある。また、認知症になったとしても安心して地域で暮らしていけるよう、利用できるサービスの情報提供を行う必要がある。 ・モデル事業である移動支援については、実施における課題の分析や支援できるサポーターを増やしていく必要がある。 ・認知症カフェは増加傾向にあるが、参加者数が伸びていないため、引き続き、認知症の人や家族、関係者等と連携し参加者数増加に向けた意見交換を行うとともに、「チームオレンジ尼崎」との連携を強化する必要がある。 ④【地域資源情報公開システム事業】 ・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。 ⑤【学社連携推進事業】 ・令和7年度全市展開予定のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、保護者や地域住民等に効果や魅力について継続的に周知を図り、活動への参画の輪を広げる必要がある。また、学校管理職、教員に対しても、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることにについて継続して周知を図る必要がある。
	今後の取組	①【高齢者等見守り安心事業】 ・見守り活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体に働きかけるなど、地域振興センターや市社協等と連携した活動未実施地区での見守り活動の立ち上げに取り組む。 ・地域主体の見守り活動に加え、見守り協定事業者等との重層的な見守り体制を推進する。 ②【ユース相談支援事業】 ・30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図り、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていく。 ②【認知症対策推進事業】 ・引き続き、市内の学校や事業者等への養成講座の周知やオンラインによる広報・開催により、受講者増への取組を進めるとともに、既存の百歳体操や高齢者ふれあいサロンにおいて、あんしんガイドの説明や養成講座の開催などを行い、認知症の正しい理解への取組を推進し、認知症になっても安心して生活できるよう、利用できるサービスの情報提供の促進や居場所づくりに取り組んでいく。 ・モデル事業を実施する中で、移動支援の課題を分析するとともに、支援にあたっては、サポーターや認知症の人、その家族から、顔見知りである方が依頼・支援しやすいとの意見があることから、支援前にサポーターと認知症の人が交流できる機会を設けるなど、サポーターの声を聞きながら、支援を行う際の不安払拭につながる取組等を検討していく。 ・認知症カフェ参加者数を増やすため、引き続き、認知症の人や家族、関係者等との意見交換を行うとともに、「チームオレンジ尼崎」と連携し、認知症の人を認知症カフェの参加につなげる取組を検討していく。 ③【支え合いの人づくり支援事業】 ・引き続き、関係部局や市社協と連携し、学生等の活動希望に応じて協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ④【地域資源情報公開システム事業】 ・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながれるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ⑤【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につながるよう支援する。 ⑥【児童福祉施設等指導監査等事業】【社会福祉法人指導監査等事業】 引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。
委員意見		・高齢者の見守り安心事業の活動地域数が指標となっているが、見守りが実施されたことで、具体的にどのような生活の困難・破綻を予防できたのか、把握した事例の中身に触れる必要があるのではないかと。 ・属性ではなくれない生きづらさを抱えている人こそが、地域を変えていく担い手という視点で、ボランティアな活動や様々なセルフヘルプグループが尼崎の中でもたくさんあり、それぞれが主役になっていくような、また、それらの活動を応援できるような展開がほしい。 ・目標数値「要支援者等見守り活動地域数」が伸び悩んでいる。見守り活動は、開始から10年ほど経過しており、活動ができるところは実施しているが、活動ができないところが残っているという認識を持っている。どのようにテコ入れしていくのか。



基本目標3

誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

Plan	展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実									
		目標数値		方向	基準値		目標	実績値				
		支援会議におけるケース検討数		↗	R2	4	件	60	—	51	48	
	方向性	(1) うけとめ・つなげる相談支援の推進										
Do	成果	取組	①複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施 ②生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。 ③福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。 ④市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。 ⑤居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。									
			①③④【重層的支援推進事業】(指標3-1) ・早期把握と包括的な支援に向けた部局横断的な検討を行う「重層的支援推進会議」を4回開催し、連携事例等の共有、連携策の協議を行った。また、関係部局や民生児童委員、福祉事業者等の庁外関係機関への研修実施(計44回)に加え、相談先等を掲載したケアマネジャーの手引書の市内全居宅介護支援事業所への配付や相談支援現場の負担軽減に向けカスタマーハラスメント研修を実施した。 ・個別性の高い支援ニーズを抱えた方の社会参加を目指す「つながり支援プロジェクト」の要綱等を7月に整備し、市社協と協働して居住支援団体や農業団体等に働きかけ11団体が参画団体に登録した。対象者の受入れには至っていないものの、10月に多様な居場所や働き方を協議する「つながり支援プロジェクト推進協議会」を開催(計3回)し、対象者の受入れ方法等の協議や支援会議で受入れに向けた協議を進めた。また、弁護士のアウトリーチ体制を整え、近隣トラブルの原因となる外壁等の落下する住居に住む困窮者支援に取り組んだ。 ・福祉課題を抱えた方の再犯防止に向けた司法関係機関との連携会議や各支援機関の役割等の理解を目的としたセミナーの実施に加え、新たに個人情報の共有による支援の充実等を柱とした「再犯防止の推進に関する連携協定」を保護観察所・保護司会と締結した。 ・様々な支援機関や民生児童委員等の支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、民生児童委員や自治会役員等の地域の支援関係者、居住支援団体・少年鑑別所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。 ①【ひきこもり等支援事業】 ・20世帯22人に対してアウトリーチを実施するとともに、ひきこもり当事者の居場所(24回開催、延べ参加者129人)や家族交流会(6回開催、延べ参加者44人)を定期開催したほか、北部地域で出張居場所(5回開催、延べ参加者13人)を開催した。 ②【生活困窮者自立相談支援事業】 ・複合的な課題を抱える相談者に対応するため、寄り添った伴走支援(訪問・同行支援)に努めて支援の充実を図った結果、相談件数に占める継続相談件数の割合が増加した。 ⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】 ・建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計19団体に、47戸の空き室を提供(令和6年3月末時点)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。									

目指す姿	方向	基準値		目標値(R8)	実績値						達成率
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	
「スムーズに支援の連携ができてい」 と考えている支援関係者等の割合	↗	R2	民生31.5 保護司34.2 相談支援機関7.7	%	50	—	25.4 39.3 5.9	19.8 39.5 11.1			46.9%
成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合	↘	R2	61.5	%	31	—	88.2	61.1			50.7%

Check	課題	①③④【重層的支援推進事業】 ・障害者手帳の交付に至らない境界層の方等は援助希求能力が乏しく、既存制度等の利用が困難な中でごみ屋敷等となり住居を失う恐れがあるものの住居確保が困難であったり、医療が必要と考えられるもののひきこもり等で受診が難しいといった課題がある。 ・予防的な観点での早期把握や支援策の検討には、様々な支援機関・団体等への多機関連携の必要性等の意識醸成が必要となる。 ・支援会議に様々な支援機関が参画することで、日程調整や情報共有の負担が増えており、多分野多職種の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となる。 ・引き続き、断らない相談支援体制を構築するための必要な体制整備や支援会議等を通して把握した課題への対応策について検討を行う。 ①【ひきこもり等支援事業】 ・長期間ひきこもり等状態にある事例の多くは課題が深刻化し、適切な支援につなぐことが難しいため、早期把握に向けた地道な活動が必要である。また、支援事例でも、着実に改善は見られるものの、ひきこもり等状態から脱却した事例はなく、長期的な支援が必要である。 ②【生活困窮者自立相談支援事業】 ・複雑・複合化した課題を抱える方に対しては、フォーマル、インフォーマルを問わず様々な制度を活用しながら課題の解決に向かって伴走していくことが必要であるが、家計管理の課題から困窮状態を脱することができない者も多く、就職したにも関わらず再び困窮に陥ってしまうような事例もあり、収入に応じた適切な支出管理や多重債務の整理、本人の状況に応じた給付や貸付制度の活用などの支援には、家計に関する専門的な知識・ノウハウが必要である。 ⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】 ・「REHUL事業」は、建替え予定の住宅の空き室の利活用であることから、事業の期間が限定されており、現在のスキームでは、いずれ提供できる空き室がなくなることが明らかであることから検討が必要である。
	今後の取組	①③④【重層的支援推進事業】 ・新規事業「地域居住支援事業」により、現在の住居を失う恐れのある孤立した状況にある不安定居住者に対する入居相談や居住安定の継続支援等を実施するほか、医療ニーズのある受診困難者への医療介護連携支援センター「あまつなぎ」と連携した支援方策について医師会と協議を進める。 ・支援会議等を通して社会参加を必要とする対象者情報をつながり支援プロジェクト参画団体と共有し、受入れに向けた調整を進める。 ①【ひきこもり等支援事業】 ・ひきこもり等当事者へのアウトリーチを行うとともに、対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法の周知を行う。また、ひきこもり当事者等の事情に応じた多様な支援策の充実や効果的な連携を図るため、協議会を実施し支援のネットワークづくりを進める。 ②【生活困窮者自立相談支援事業】 ・家計改善支援事業を実施し、本人に改善手法を助言、支援することで家計管理が可能であると見込まれる者に対して、業務委託により配置した専門の支援員が、家計状況の把握や家計改善に向けた支援プランの作成を行い、相談者が自身で適切に家計管理ができるよう意欲喚起を図ることで困窮状態からの脱却を目指していく。 ⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】 ・母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。
委員意見		・障害者手帳の交付に至らない境界層の方への支援について、今後もより一層すすめてほしい。 ・社会的排除は、いろいろな生活課題の根源にあると考えられるため、社会の中で、あらゆる人々が平等に参加し、自己実現や幸福を追求することができるよう、行政として、社会的包摂に向けたビジョンと政策を示す必要があるのではないか。

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実
	方向性	(2) 就労・学習支援の充実	
	取組	⑥関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。 ⑦発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。	
Do 成果	成果	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・当該事業の主な対象者は直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等であり、早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、就労につなげる必要がある。 ・登録者は76人(R3:78人)と前年度からほぼ横ばいであるが、新規登録者数は23人(R3:14人)と前年度より増加している。 ・登録者のうち15人は求職活動に移行し、14人が就労開始に結び付いた。 ⑥【障害者就労支援事業】 ・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、26人が一般就労につながった。 ・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(8社・12件)から10施設への契約に結び付けた。また、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催した。 ・就労支援ネットワーク会議では、就労移行支援事業所を中心に2回開催し、主に日常の支援における悩み事をテーマにグループディスカッションを行うなど支援力向上に取り組んだ。また、福祉的就労(就労継続支援)事業所の参画など、より効果的な会議運営に向けて、現状の課題や整理事項等についての意見交換を進めた。 ⑦【不登校対策事業】 ・不登校対策推進事業 「不登校対策支援プラン」を各校の実情に合わせて作成し、情報共有や助言を行った。また、不登校児童生徒への対策・支援を、具体的・計画的・継続的に行っていくため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し、活用を促進した。 ・不登校特例校調査研究事業 先進校視察及び有識者への意見聴取を行い、尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針(素案)を作成した。 ⑦【発達相談支援事業】 ・切れ目のない発達相談支援に向けて関係部局と課題整理と対策を協議・検討し、その中でいくしあ・南北保健福祉センター間の年齢区分による支援を撤廃し、相互に情報共有することで市民を中心にした支援を行う体制とした。	
		課題	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・求職活動までに至らず停滞している登録者が多いため、停滞防止を図るために有効な支援を行う必要がある。 ⑦【不登校対策事業】 ・不登校児童の割合は微減となったが、全国的な傾向と同様に不登校生徒の割合は増加傾向にあり、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童・生徒が安心して過ごせる環境の整備が必要である。 ⑦【発達相談支援事業】 ・保健所・南北保健福祉センター・いくしあが行う発達相談支援に係る各事業を、より効果的・効率的なものとする必要があるほか、いくしあ・南北保健福祉センター間の情報共有をさらに進める必要がある。
Act 今後の取組	今後の取組	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要であるため、引き続き当事業は実施していく。 ・これまで実施してきた組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認を継続する中で、直ちに一般就労の難しい支援対象者の掘り起こしを進め、ケースワーカーや職業体験等相談員などが支援対象者の状況を確認したうえで当事業の利用につなげていく。 ・求職活動までに至らず停滞している登録者に対して、新しいプログラムの実施を含めた有効な支援等を検討する。 ⑥【障害者就労支援事業】 ・障害者の就労支援にあたっては、法改正により今後新たに創設されるサービス(就労選択支援)への対応等も含め、引き続き多様な就労ニーズにも対応していけるよう、委託就労支援機関「障害者就労・生活支援センターみのり」の役割や機能の再整理を進めていく。 ⑦【不登校対策事業】 ・校内における不登校児童生徒支援のさらなる充実を目指し、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童・生徒の居場所として「校内サポートルーム・エリア」を整備するモデル校を選定し、その効果的な取組や支援方法を検証し、各校に情報発信する。 ⑦【発達相談支援事業】 ・児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていくしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。	
		委員意見	

Plan	展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実
	方向性	(3) 相談支援を担う人材の育成	
	取組	⑧地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	
Do	成果	⑧【重層的支援推進事業】 ・早期把握と包括的な支援に向けた部局横断的な検討を行う「重層的支援推進会議」を4回開催し、連携事例等の共有、連携策の協議を行った。また、関係部局や民生児童委員、福祉事業者等の庁外関係機関への研修実施(計44回)に加え、相談先等を掲載したケアマネジャーの手引書の市内全居宅介護支援事業所への配付や相談支援現場の負担軽減に向けカスタマーハラスメント研修を実施した。	
Check	課題	⑧【重層的支援推進事業】 ・予防的な観点での早期把握や支援策の検討には、様々な支援機関・団体等への多機関連携の必要性等の意識醸成が必要となる。 ・支援会議に様々な支援機関が参画することで、日程調整や情報共有の負担が増えており、多分野多職種の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となる。	
Act	今後の取組	⑧【重層的支援推進事業】 ・引き続き、予防的な観点での早期把握や支援策の検討のため、多機関連携の必要性等の意識醸成に向けて、「重層的支援推進会議」における連携事例等の共有や連携策の協議、関係部局や民生児童委員、福祉事業者等の関係機関への研修等を実施する。	
委員意見		・就労支援の充実に向けては、ICTを活用した就労形態や就労マッチングの方法を検討する必要がある。	

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	2	権利擁護の推進													
		目標数値				方向	基準値			目標	実績値					
		市長申立案件における受任調整の実施割合				↗	R2	15.8	%	100	R3	R4	R5	R6	R7	R8
方向性	(1) 成年後見制度の利用促進															
	取組	①権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。 ②成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。 ③さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。 ④市社協や各地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。														
Do	成果	①②③④【権利擁護推進事業】(指標3-2) ・申立者のいない市長申立ケースについて全件受任調整会議による調整を行い、成年後見制度利用決定平均日数の短縮化を行った(R4:53.4日、R5:33.3日)。また、利用決定期間の短縮について専門職団体等を交えた協議を行い、相談から決定までの手続きや期間がわかるフロー図を新たに作成し関係団体や支援者間で情報の共有による見える化を図った。 ・成年後見制度の周知啓発のため、ケアマネジャー等に向けて計25回の出前講座を実施した。また、市民向けの「権利擁護フォーラム」を開催したほか、成年後見等支援センターのパンフレット等の配布先として障害者児相談支援事業所や金融機関、医療機関に拡充した。														
	課題	①②③④【権利擁護推進事業】 ・専門職団体を通じて後見人候補者を決定しているが、高齢化、認知症高齢者の増加などによる成年後見制度への需要増を見据え、既存の専門職団体以外への協力要請の検討や特定の成年後見人候補者に偏らない持続可能な受任調整を目指していく必要がある。 ・成年後見制度に係るより多くの市民の理解を進めるため、周知啓発活動に継続して取り組む必要がある。														
Act	今後の取組	①②③④【権利擁護推進事業】 ・各専門職団体との更なる連携と持続可能な受任調整にかかる協議を進めていく。 ・引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。														
	委員意見	・成年後見制度の利用促進には、市社協と市だけでは限界がある。司法関係者とりわけ家庭裁判所の役割は大切であり、家庭裁判所との連携をより一層進めていく必要がある。														



Plan	展開方向	2	権利擁護の推進
	方向性	(2)人権侵害防止や差別解消の推進	
	取組	⑤市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。 ⑥「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。 ⑦地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)	
	方向性	(3)指導監査の充実	
	取組	⑧引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	
Do	成果	⑤【人権啓発事業】 ・人権文化いきづくまちづくり計画の取組の推進に向けて、国勢調査データを用いて、人口、世帯の状況、教育や労働の状況等について、旧同和地区や市平均値から乖離した数値を占める地域、国籍別の分析を行った結果、対象地区全体と市全体とで生活や教育水準等の乖離は小さくなりつつあるというデータを得ることができた。また、ALLYステッカー等の活用促進に向けて、商店街振興組合、県宅建協会尼崎支部、出前講座等で周知を行ったことで、更なるステッカーの配布につながった。 ⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】 ・子どものための権利擁護委員会における新規相談件数47件、周知啓発活動として子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」を開催するとともに、保育所の入所決定手続に関する提言を行った。また、委員欠員(1名)の令和6年度からの委嘱が決まった。 ⑦【地域包括支援センター運営事業】 ・認知症地域支援推進員が中心となり、地域ケア会議での事例検討や認知症当事者の参画による講座を企画実施するとともに、若年性認知症の事例検討会を主催する等、多彩な活動を行った。 ⑧【児童福祉施設等指導監査等事業】 ・指導監査等実績件数(R6.3.31 時点)保育所 40件、保育所型認定こども園 0件、母子生活支援施設 1件、幼保連携型認定こども園 2件、小規模保育事業 A 型22件、認可外保育施設 33か所 ⑧【社会福祉法人指導監査等事業】 ・指導監査等対象件数実績(R6.3.31 時点)老人福祉施設等284件、障害者福祉施設等249件	
Check	課題	⑤【人権啓発事業】 ・国勢調査データの比較から見えた乖離については、地区毎に異なる特徴が見られるため、旧同和地区固有の問題とまでは言いきれず、当初の想定どおり、部落差別事象や部落に対する忌避意識を浮き彫りにすることはできなかった。 ⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】 ・子どもを対象にした児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を今後も継続する必要がある。 ⑦【地域包括支援センター運営事業】 ・認知症高齢者の増加が見込まれる中、引き続き、専門職による支える力の向上や多職種の連携促進に向けた認知症施策の取組の充実が必要である。	
Act	今後の取組	⑤【人権啓発事業】 ・人権文化いきづくまちづくり計画(計画期間:10年)の取組を適切に推進していくため、各地域の特徴等に応じた啓発事業の提案に生かせるよう、庁内や関係団体と調査結果の共有を図るとともに、実際に生じている旧同和地区の問い合わせなどに対する職員向け資料の作成について検討するとともに、令和6年度は市民等意識調査を実施し、市民及び職員の人権に関する意識の変化等について把握する。また、パートナーの子どもの保育所の送迎等において、困り事があるとの当事者からの声を受け、パートナーシップ宣誓制度では、お互いの子や親も含めて宣誓書受領証に名前を記載する制度の拡充に向けて検討する。 ⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】 ・子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。 ⑦【地域包括支援センター運営事業】 ・専門職員の対応力の向上や関係機関との連携を図れるよう、研修や交流会を通じて関係性を深めていく。 認知症支援推進員部会において、サポーター活動を行う仕組みの検討や家族支援、認知症事業の周知・啓発に取り組んでいく。 ⑧【児童福祉施設等指導監査等事業】【社会福祉法人指導監査等事業】 ・引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。	
	委員意見	・SNS上の人権侵害への予防・啓発ができるよう、対策を提案することはできないか。	



基本目標3

誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

Plan	展開方向	3	情報・コミュニケーション支援の推進										
		目標数値		方向	基準値		目標	実績値					
		シニア情報ステーションの設置箇所数		↗	R2	150	箇所	210	159	168	169		
	方向性	(1) 多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実											
	取組	①「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。 ②高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。 ③市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。											
Do	成果	①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】(指標3-3) ・公共施設や店舗等169か所(令和4年度168か所)に設置したシニア情報ステーションにおいて、シニア元気アップパンフレットを配布するとともに、フレイル対策に必要な3要素(運動・栄養口腔・社会参加)の各事業効果を掲載したチラシを地域包括支援センター等で配布し、いきいき百歳体操(百歳体操)等の介護予防活動への参加につなげた。(シニア元気アップパンフレット配布数約29,000部)。 ②【多文化共生社会推進事業】 ・外国人総合相談窓口において、ネパール語の相談員を週1回配置するなど、外国籍住民が円滑に相談できる環境を整備した。 ③【地域資源情報公開システム事業】 ・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行った。 ・あましえあ担当者会での意見を踏まえ、活用の幅が広がるよう、データのCSV出力が可能となる整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。											
		Check	課題	①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】 ・高齢者の情報発信の拠点であるシニア情報ステーションの設置数を増やす必要があるとともに、介護予防活動において、フレイル対策の3要素(運動・栄養口腔・社会参加)を複合的に取り入れられるよう、パンフレットの内容等を検討する必要がある。 ②【多文化共生社会推進事業】 ・外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国人とが相互理解を深め、外国人が地域社会に溶け込みやすい環境を作っていく必要がある。 ③【地域資源情報公開システム事業】 ・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。									
Act	今後の取組			①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】 ・シニア情報ステーション設置数増に向け、新たに銭湯や理美容店で設置できるよう働きかけを行っていく。また、シニア元気アップパンフレットについては、各事業とフレイル対策の3要素(運動・栄養口腔・社会参加)の関連を記載するなどの工夫を行うことで、更なるフレイル予防の普及啓発を図っていく。 ②【多文化共生社会推進事業】 ・多文化共生社会推進指針の策定を通じて、日本語教育や就労、防災などの必要な施策について関係部局と協議しながら調整を進めていく。 ③【地域資源情報公開システム事業】 ・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もがが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながれるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。									
		委員意見	・高齢者に向けてのインフルエンサーやオピニオンリーダーなどの発掘が大切だと考える。										

Plan	展開方向	4	要配慮者(災害時要援護者)支援の推進												
		目標数値				方向	基準値		目標	実績値					
		個別避難計画の策定率				↗	R2	-	%	100	-	-	6.6		
	方向性	(1)要配慮者避難支援の充実													
	取組	①要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。 ②要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。 ③災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。 ④避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。													
	方向性	(2)地域防災力の向上													
取組	⑤市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)														
D O	成果	①②③【災害時要援護者支援事業】(指標3-4) ・引き続き、市社協、地域振興センターと連携し、名簿や個別避難計画等の「共助」の取組の必要性の理解を求め、新たに2つの連協が名簿を受領(R5:25連協、22福祉協会)したほか、ご本人やご家族、地域の支援関係者等による計画作成を広く呼びかけるとともに、災害リスクの高いと考える512人(R5.4.1時点)のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域にお住まいの129人に計画作成意向調査を行い、その結果、計画作成不要な施設入所等が確認できた60人を除く69人に働きかけ、30人の計画作成が完了した。 ・避難行動要支援者の避難支援の必要性を当事者や市民にわかりやすく伝えるために、当事者や支援関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会の意見を踏まえて関西国際大学と協働での啓発パンフレットの作成や、尼崎市医療・介護連携協議会監修のもと、兵庫県立尼崎小田高等学校と協働で日ごろの取組の中で災害時に役立つ生活習慣づくりの重要性を伝える「フレイル予防×防災」パンフレットを作成した。 ・介護老人保健施設1施設を新たに福祉避難所に指定した(R5:46施設)。また、「1.17訓練」の中で、医師会の災害医療チームと福祉避難所指定2施設(障害・介護)が参画した災害時要援護者トリアージや福祉避難所開設に向けた情報伝達訓練を実施した。 ③【地域の防災力向上事業費】 ・市内に75団体ある自主防災会のうち、41団体の自主防災会が取り組んだ防災訓練等の防災活動を支援した。また、防災訓練を実施した36団体全てにおいて、防災情報伝達システムを活用した情報伝達訓練を実施した。 ④【防災対策等事業】 ・移転にあわせて情報支援に係る機器の設置等を行った身体障害者福祉会館を新たに福祉避難所に指定した(R4:45施設)。また、福祉避難所のマニュアル作成の働きかけにより、新たに7施設(R3:7施設、R4:14施設)でマニュアルが作成されたほか、マニュアル作成等につながるよう防災総合訓練での福祉避難所指定4施設を対象に被災状況報告から開設までの情報伝達訓練等を行った。 ⑤【地区学びと活動推進事業】 ・地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災をテーマとした取組を行った。 ・地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催の複数のプラットフォームで開催方法を見直すなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。													
	課題	①②③【災害時要援護者支援事業】 担い手不足から1つの連協が名簿受領を辞退するなど、地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。 ③【地域の防災力向上事業費】 ・地域への情報伝達手段となる(紙媒体による)災害情報掲示場所として新たに2団体の協力を得たが、災害情報を確実に伝達し拡散するには、尼崎市社会福祉協議会(市社協)への加入率が低い地域や加入していない地域、地域福祉会議がない地域を特定し、各地区の状況把握等を進め、情報伝達の仕組みの確立や周知啓発を行う必要がある。 ⑤【地区学びと活動推進事業】 ・コロナ禍以降の地域活動者の減少、特に地縁型の活動者が減少している状況について、改善に向けた方策を講じる必要がある。 ・今後も地域特性に応じた事業実施や活動支援が可能となるよう、地域に Outreach 情報収集を行うとともに、「あましえあ」や市民意識調査の分析結果など蓄積された情報を活用しながら取組を進める必要がある。													
	今後の取組	①②③【災害時要援護者支援事業】 ・啓発パンフレットを活用した災害時要援護者支援の必要性の周知啓発や、名簿受領団体へのアンケートで地域での災害時要援護者支援に取り組みたいと回答した連協等への支援を進める。また引き続き避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取組む。 ③【地域の防災力向上事業費】 ・地域団体と連携し、市社協加入率の低い地域での情報拡散の推進に資するよう、災害情報の入手方法について周知啓発に取り組む。 ④【防災対策等事業】 ・引き続き、避難行動要支援者の避難先の確保に向け、福祉避難所に協力意向のあった施設との協議や指定施設のマニュアル作成支援を行う。 ⑤【地区学びと活動推進事業】(再掲 一部省略) ・地域課主催などの様々なプラットフォームにおいて交流が活発になる仕掛け、「あましえあ」や市民意識調査によるエリア分析の活用など、地域活動へ参加する市民を増やすための様々なきっかけづくりを行うことで、引き続き、地域発意の取組が継続して生まれる環境を整えていく。 ・テーマ型と地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、まずは、それぞれの活動者をつなげ支援する取組を進める。													
委員意見	・障害者は避難所から福祉避難所に行くのではなく、国や県は直接福祉避難所に直接行くことを推進しているはずなので、その点を検討してほしい。														

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	5	安全・安心に暮らす取組の推進														
		目標数値				方向	基準値			目標	実績値						
		支援会議における支援件数				↗	R2	4	件	60	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	方向性	(1)住宅確保要配慮者支援等の推進															
Do	取組	①居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲) ②民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PR による高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。 ③高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。															
	成果	①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】 ・民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの促進のため、既存の仕組みを活用したセーフティネットの仕組みづくりを進めた。具体的には、福祉関係部局と住宅関係部局など庁内での連携を積極的に進め、あんしん賃貸住宅協力店に相談対応状況の確認を行い、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の入居に積極的に取り組んでいる仲介事業者を一部リスト化し、関係課で共有した。 ①【重層的支援推進事業】(指標3-5)①【重層的支援推進事業】(指標3-5) ・様々な支援機関や民生児童委員等の支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、民生児童委員や自治会役員等の地域の支援関係者、居住支援団体・少年鑑別所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。 ②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】 ・民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの促進のため、ひょうごあんしん賃貸住宅など既存の仕組みを活用したセーフティネットの仕組みづくりを進めた。また、福祉関係部局と住宅関係部局など庁内での連携を積極的に進めるとともに、宅建協会に対して、外国人のための生活マナーガイドの周知などを行い、住宅確保要配慮者の受入れに関して協力を仰いだ。 ③【市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入】 ・市営時友住宅の余剰地の一部を市立武庫東保育所の建替用地として活用した。 ・市営宮ノ北住宅の余剰地の一部を高齢者福祉施設の導入に向けて検討を進めている。 ・市営時友住宅及び宮ノ北住宅の余剰地の一部への生活利便施設等の導入に向けて検討を進めていく。															
	課題	①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】 ・住まい・生活支援の相談への対応が法定化されるも、外国人や子育て世帯を含めた多様な属性の生活困窮者に対して支援が不十分な状況にあるため、作成したリストを支援の場で十分活用できるよう、関係課それぞれにおいて関係機関と連携し、具体的な活用方法等を整理する必要がある。 ①【重層的支援推進事業】 ・障害者手帳の交付に至らない境界層の方等は援助希求能力が乏しく、既存制度等の利用が困難な中でごみ屋敷等となり住居を失う恐れがあるものの住居確保が困難であったり、医療が必要と考えられるもののひきこもり等で受診が難しいといった課題がある。 ②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】 ・ひょうごあんしん賃貸住宅協力店が減少するなかで、民間賃貸住宅関係者等との連携体制の再構築が必要である。															
Act	今後の取組	①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】 ・作成したリストを支援の場で活用していく中で、本市の住宅セーフティネットの仕組みづくりに必要な見直しを検討するとともに、適宜リストの更新も検討する。 ①【重層的支援推進事業】 ・新規事業「地域居住支援事業」により、現在の住居を失う恐れのある孤立した状況にある不安定居住者に対する入居相談や居住安定の継続支援等を実施するほか、医療ニーズのある受診困難者への医療介護連携支援センター「あまつなぎ」と連携した支援方策について医師会と協議を進める。 ②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】 ・居住支援法人や宅建協会などの民間事業者、不動産関連団体との連携に向け検討を進める。 ③【市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入】 ・市営住宅の建替えの検討に合わせて、関係部局と調整を図りながら、民間事業者の意向把握を行い、高齢者福祉施設や生活利便施設等の導入の可能性について検討していく。															
	委員意見	・市は住宅確保要配慮者への支援のため、不動産業者や団体との連携強化が必要ではないか。															
	CHECK																



Plan	展開方向	5	安全・安心に暮らす取組の推進
	方向性	(2)地域での防犯対策等の推進	
	取組	④高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。	
Do	成果	④【街頭犯罪防止等事業】 ・特殊詐欺対策として、県自動通話録音電話機普及促進事業を活用し、満65歳以上の高齢者を対象に補助事業を実施した(409人)。また、警察や協力金融機関等と実施しているATM前警戒パトロールなどの取り組みでは、計6件の被害を防いだ。	
Check	課題	④【街頭犯罪防止等事業】 ・市内の特殊詐欺認知件数は減少したものの、被害総額は依然として増加傾向にあり、被害の約7割が固定電話を介していることから、固定電話への詐欺対策が必要である。	
Act	今後の取組	④【街頭犯罪防止等事業】 ・特殊詐欺対策として、前年度に引き続き県事業を活用し、着信時の警告や自動録音機能を有する電話機等の購入補助事業(800台)を実施する。	
委員意見		・特殊詐欺被害を防ぐために、高齢者が携帯電話で通話しながら現金自動預け払い機(ATM)での通話を禁止する大阪府の取組等の導入を検討してはどうか。	

